

情産 28-244
平成 28 年 11 月 22 日

経済産業大臣 世耕 弘成殿

一般社団法人情報サービス産業協会
会長 横塚 裕志

政府が検討中の労働法制の見直しに関する意見

情報システムは、今や経済活動、国民生活の隅々にまで浸透しており、情報サービス産業も、売上高 21 兆円、就業者数 100 万人を超える規模に発展しました。

その多くがこれまでに築き上げてきた、金融機関の基幹システム、エネルギーや交通機関等の経済社会の基盤となる情報システム等の保守や改修を担っており、その停止に伴う社会的影響は甚大なるものがあります。

政府におかれては「働き方改革」を推進中ですが、検討中の時間外労働の上限規制については、情報サービス産業に多大な影響を与えることとなるため、下記の意見を提出いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【 意見提出の趣旨 】

長時間労働の是正を目的とした規制については、経済社会の基盤となる情報システムの構築・運用を担う業界の特性を踏まえたものとしていただく必要があります。

具体的には、予期せぬトラブルや公共性の高いシステムでの至急の改修が発生した場合など特定の状況においては、長時間の労働が簡潔な手続きで認められる制度にさせていただくようお願いいたします。

【 意見提出の内容 】

現行の労働基準法第 36 条で定める協定、いわゆる 36 協定は、労使協定に基づいて業務の内容や繁閑の状況に合わせて時間外労働時間を設定することができるため、合理性は高いと当協会は評価しています。

しかしながら、長時間労働の是正を目的とした規制強化を全産業一律に講じた場合、上記の通り、情報サービス産業においては、金融オンラインシステム等の公共性の強い情報システムで不測の事態が生じた場合に対応できない恐れがあります。

また、情報サービス産業の主要な事業であるソフトウェア開発委託取引にお

いては、発注企業の要求に基づく納期設定、曖昧な発注仕様、顧客先に技術者が常駐する就労形態等が受注企業の長時間労働に繋がるといった課題が未だ存在します。

当協会としては、このような現状を踏まえつつ、本年度、働き方改革を最大の課題の一つとして推進委員会を設置し、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、テレワークの導入など柔軟な働き方の追求、健康経営の推進という4点について検討を進めています。会員企業の先進的な取り組み事例を基礎に、個人の生活と生産性を向上させるよう、業界の将来像を踏まえながら取り組んでいくこととしています。

政府におかれましては、情報サービス産業における長時間労働の是正に向け、我が国情報インフラを支える基幹産業としての責務を果たすための規制の在り方と業界の将来展望を踏まえた取引環境の整備の両面での取り組みをお願いいたします。

以上